

Smart Data Platformサービス利用規約(共通編)【現改比較表】2020年10月5日現在	
~2020年10月4日	2020年10月5日~

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編	Smart Data Platformサービス利用規約 共通編
	<p>附則（令和2年9月29日 DPS第00695540号） （実施期日）</p> <p>1 本規約は、令和2年10月5日から実施します。 この改定規定実施の際現に改正前の規定により提供している、英国、フランス、スペイン、シンガポール、香港、タイ及びマレーシアデータセンターにおける別冊（Enterprise Cloud1.0サービス）の提供を令和4年3月31日に廃止します。</p> <p>2 この改定規定実施の際現に改正前の規定により提供している、US1、UK1、DE1、FR1、SG1及びHK1リージョンにおける別冊（Enterprise Cloud2.0サービス）の提供を令和5年3月31日に廃止します。</p> <p>3 当社は、前2項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害（現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のおりとしします。</p> <p>5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお、従前のおりとしします。</p> <p>附則（令和2年10月5日 DPSサ第00696530号） この改正規定は、令和2年10月5日から実施します。</p>

